

様式3

随意契約理由書

担当課

都市計画課下水道室

契約内容	契約件名	令和4年度 館山市公共下水道根幹的施設の建設工事の監督管理に関する協定
	業務概要	館山市鏡ヶ浦クリーンセンター建具改修工事にかかる監督管理に関する業務を委託する。
	契約金額	金1,590,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和4年10月5日
	契約期間	令和4年10月5日 ～ 令和5年3月15日
	契約の相手	東京都文京区湯島二丁目31番27号 日本下水道事業団
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>日本下水道事業団は、地方公共団体の支援・代行機関として地方公共団体の首長などの発意で設立された法人であり、下水道整備を推進するために発注者としての業務の代行等により地方公共団体を支援する非営利の法人であるので、「地方公共団体の立場」で発注関係事務を公正に行う法人であること、豊富な実績・経験を基礎に高い技術力を有している法人であることから、館山市の事務代行機関として館山市の意見を反映させながら円滑に事務を進めることができる。</p> <p>日本下水道事業団に技術的支援を要請せずに工事の監督管理を行う場合、技術的判断が求められることになり的確な判断をすることが難しいが、日本下水道事業団に委託することにより、的確かつ迅速で、精度の高い事業を進めることができる。</p>		